

返戻金制度について（返戻金制度に関する事項）

返戻金制度とは、弊社の紹介により就職した求職者が入社後 3 か月以内に求職者本人の都合による退社または本人の責に基づく解雇により、雇用契約を終了した場合、受領した 紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の 90%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合..... 紹介手数料の 50%
- (3) 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合..... 紹介手数料の 20%

返戻金制度は有料人材紹介基本契約書により、上記の内容と異なる別の定めをする場合があります。その場合は、有料人材紹介基本契約書の定めを優先するものとします。

株式会社ヤドロク
職業紹介 厚生労働大臣許可 20-ユ-300181